税関に係る事項における相互支援及び協力に関する日本国政府とドイツ連邦共和国政府との間の協定

日本国政府及びドイツ連邦共和国政府(以下「両締約国政府」という。) は、

関税法令に対する違反が、それぞれの国の経済、 財政、 社会、 公衆衛生、文化及び商業上の利益並びに公

共の安全を害するものであることを考慮し、

関税その他の輸出入に際し徴収される税の正確な査定を確保することの重要性を考慮し、

武器、 爆発物、 化学物質、 生物物質、 核物質、 麻薬、 向精神薬及び前駆物質の国境を越える違法な取引が

社会への脅威となることを考慮し、

それぞれの国 の関税法令の運用及び執行に関する事項における国際協力の必要性を認識し、

両税関当局 間 の協 力が関税法令違反に対する行動を一層効果的なものとし得ることを確信し、

特定 の物品に関する禁止、 制限及び規制のための特別な措置を内容とする国際協定に留意し、

千九百五十三年十二月五日の相互行政支援に関する関税協力理事会の勧告を考慮し

刑事に関する共助に関する日本国と欧州連合との間の協定に留意して、

次のとおり協定した。

第一条

この協定の適用上、

(a) 「関税法令」とは、 物品の輸入、 輸出及び通過並びに物品をその他の税関手続の管理下に置くことに

関する日本国又はドイツ連邦共和国 の法令であって、 関税、 輸入税、 輸出税その他の税又は税関当局が

その権限 の範囲内にお いて物品の移動を禁止 į 制限し、 及び規制する措置に関連するものをいう。

(c) 「情報」とは、データ、文書、報告その他の連絡をいう。

(b)

税関当局」とは、

日本国にあっては財務省、

ドイツ連邦共和国にあっては連邦財務省をいう。

- (d) 「関税法令違反」とは、関税法令の違反又はその未遂をいう。
- (e) 「者」とは、自然人又は法人をいう。
- (f) 「個人情報」 とは、 特定された又は特定し得る自然人に関する情報をいう。
- (g) 「要請当局」とは、支援を要請する税関当局をいう。
- h 「被要請当局」とは、支援を要請された税関当局をいう。

- (i) 関税領域」とは、 各締約国政府の国の関税法令が施行されている当該国 $\overline{\mathcal{O}}$ 領域をいう。
- (j) ため、 ある送り荷が当該国 「監視な の国の権限 付 ·移転」 とは、 の領域を出、 のある当局が、 犯罪を調 これを通過し、 査するため及び犯罪を実行し、 事情を知りながら、 又はこれに入ることを認めることとする方法をいう。 かつ、 その監視の下に、 又はその実行に関与した者を特定する 不正な又はその疑 が
- (1) 両締 0 協定 約 国 の規 政 定に従 分府は、 いって、 関税法令の適正 それぞれ な適用を確保し、 の税関当 局を通じて相互に支援する。 並 びに関税法令違反を防止し、 及び 調 査するため、

第二条

- (2)れ 0 両 税関 締 約 手 玉 続 政 の簡 府 は、 素化 欧 及び 州 連 調 合 和 0 加 のため、 盟国 としてのド それぞれ イツ連 の税関当局を通じて協力するよう努める。 邦 共和 玉 \mathcal{O} 責務と両立する限りに お いて、 それぞ
- (3)との な資源 ک 間 の協定は、 の範囲 の協定を含む。 内 で適用される。 両 締 約 国政 に基づく両締約 府により、 この協定は、 それぞれ 国政 他 府 の国 の権利及び義務に影響を及ぼ の国際協定 の法令に従い、 (刑事に関する共助に関する日本国 カ つ、 それぞれ すものでは の税関当局 ない。 と欧 の利 州 用可能 連合
- (4)ک の協定は、 欧州連合の加盟国としてのドイツ連邦共和国 .の現在又は将来の義務に関する欧州連合の法

令及びこれらの義務を履行するために制定される法令 国 玉 間 \mathcal{O} 税関当局 \mathcal{O} 国 際協定によ との 間 って生ずるドイツ連邦 の情 報交換を規律するもの)に基づくド (共和) 玉 0 現在 (特に欧 又は イツ 将来の義務に影響を及ぼす 州連合の 連邦 共和 欧州 玉 委員会の権限 \mathcal{O} 義務並 びに も の \mathcal{O} 欧 あ では る機 州 連 関と加 合 0 加

第三条

- (1) 防 止 両]税関当局 発見及 は、 U 調 要請 査 \mathcal{O} ため に応じ又は自己 に必要な情報を相 の発意により、 互に提供 いする。 関税法令 Ö 適正 な適用 \mathcal{O} 確保並 び に関税法令違 反の
- (2)に お 1 ず 1 て関ジ ħ 0) 税法令違反となるおそれ 方の 税関当局 ţ 自己 が \mathcal{O} あ 発意により又は要請に応じ、 る行動 に 関 して有する情報 を当 他方 該 の税 他 関当 方 \mathcal{O} 税関 局 0 属 当局に す る国 提 供 \mathcal{O} 関 す 税 領 域
- (3)全その 必要と認めるときは、 1 ず 他 ħ \mathcal{O} \mathcal{O} 重 一要な利益 方の 税関 益 自己 当局も、 に実質的 の発意により、 その・ な損 害を与え得る深刻な関 有する情 当該: 報 他 が 他 方の税関当局 方 \mathcal{O} 税 関当 税法令違反に 局 に当該情報を遅滞なく提供する。 0 属 す Ź 関連すると考える場合に 玉 \mathcal{O} 経 済 公衆 衛 生、 お 公共 の安

第四条

被要請当局 は、 その利用可能な資源の範囲内で、 次のものについて、 情報を提供し、 及び特別な監視を行

う。

(a) る者又は関税法令違反を犯しているか若しくは犯したことについて当該要請当局により疑われている者 要請当局の国の関税領域において関税法令違反を犯したことについて当該要請当局により知られてい

(特に当該被要請当局の国の関税領域を出入りする者)

(b) 通知された輸送中又は蔵置中の物品 要請当局の国の関税領域において関税法令違反の実行に使用される疑いがあると当該要請当局により

(c) て当該要請当局により疑われている輸送手段 要請当局 の国 の関税領域において関税法令違反の実行に使用されているか又は使用されたことについ

第五条

両税関当局は、 権限のある当局の決定に基づきそれぞれの属する国の法令に従って実施される監視付移転

について協力し、及び情報を交換することができる。

第六条

(1) この協定に基づく要請は、 英語による書面によって行われる。 当該要請には、 その要請された支援の実

施に有益と考えられる情報を添付する。 緊急な事情によりやむを得ない場合には、 口頭による要請であっ

ても承認され得る。ただし、そのような要請は、 適当な時期に書面によって確認される。

- ② 1)の規定に従って行う要請には、次の情報を含める。
- (a) 要請当局
- (b) 当該要請に関連する手続の種類
- (c) 当該要請の目的及び理由

(d) 当該要請に関係する者の名前及び住所又はこれらが不明である場合には可能な限り正確 か つ包括的な

記述

- (e) 検討されている事案の簡単な説明及び関連する法的要素
- (3) この協定に別段の定めがある場合を除くほか、 この協定に従って提供される情報は、 それぞれの税関当

局が指定する事務所の間で直接伝達される。

第七条

(1) 被要請当局は、 この協定に基づき要請された支援を実施するため、 全ての合理的な措置をとる。

- (2)の目的のために必要なものを得るため、 反であり、 被要請当局が要請当局の要請に同意する場合には、 又はその疑いのある活動に関する情報であって、 当該被要請当局が定める条件の下で、 当該要請当局が特別に指定する職員は、 当該要請当局がこの協定に基づく支援 当該被要請当局 が自 関税法令違 の要請 国 \mathcal{O} 関
- (3)被要請当局は、 要請に基づき支援措置を実施する場合において、 要請当局の職員による立会いを適当と

税領域において行う質問に立ち会うことができる。

(4)認めるときは、 方の税関当局 自ら定める条件に従い、 の職員は、 この協定に従って他方の税関当局 当該要請当局 の職員の参加を招請することができる。 の属する国 の関税領域に所在するときは

身分及び公的資格を示す証拠をい

(5)時 期及び場所を当該要請当局に通報する。 被要請当局は、 要請当局の要請に応じ、 かつ、 適当と認める場合には、 支援 の要請に応じて措置をとる

つでも提示することができるようにしなければならない。

第八条

(1) を提供する税関当局が他の機関による使用を明示的に書面によって承認した場合を除くほか、 この協定に従って入手した情報は、 第二条(1)に定める目的のためにのみ使用される。 当該情報は、 他の機関に

使用及びそれにより得られた結果について通報することを要請することができる。 伝達されてはならない。 当該情報を提供する税関当局は、 当該情報を入手した税関当局に対し当該情報の

(2)きる。 を入手した税関当局は、 (1) の中段の規定にかかわらず、 当該関 連法執行機関は、 この協定に従って入手した当該情報を自国 (1)の前段、 情報を提供する税関当局が別段の通報を行う場合を除くほか、 ③及び4並びに次条に定める条件の下で当該情報を使用するこ の関連法執行機関に提供することがで 当該情報

とができる。

- (3)するものとし、 る情報を開示することなく要請された支援を実施することができない場合には、 する税関当局 る税関当局 各締約 国政府は、 \mathcal{O} が当該は 属する国 当該要請当局は、 この協定に従って入手したあらゆる情報の秘密性を保持し、 情 報の開示に同意する場合は、 の法令に基づく保護と少なくとも同 このような状況にもかかわらず当該支援が実施されるべきかどうかを決 この限りでない。 程度の保護を与える。 被要請当局は、 要請当局にその旨を通 ただし、 か つ、 支援 当該情報を提供 当該情報を提供 $\widetilde{\mathcal{O}}$ 要請に含まれ す
- (4)この協定に基づいて個人情報が交換される場合には、それぞれの国の関係法令が認める範囲で次の規定

定する。

を適用する。

- (a) 個 提供された情報が個人情報を含む場合には、 人情報を提供した税関当局に対し、 当該情報の使用及びそれにより得られた結果について通報する。 当該個人情報を入手した税関当局は、 要請に応じ、 当該
- (b) 要請の目的と当該情報との間の均衡に注意を払う。 個人情報を提供する税関当局は、 提供する情報の正 確性、 要請の目的のための当該情報の必要性及び
- (c) 人情報 求を受けた場合には、 を除くほか、 玉 國政府 各締 約国 の税関当局に対して請求することができるようにすることを確保する。 の使用に関する情報であって、 政府 保有している個人情報及び当該個 は、 自国 当該税関当局は、 の法令に従い、 当該各締約国政府の税関当局が保有するもの 自国 **,** \ かなる者も、 の法令が当該事案にお 人情報の使用に関する情報を請求者に開示する。 当該者が対象となっている個人情報及び当該個 いて開示の拒否を許容 税関当局が の開示を当該 当該 してい 開 · 各 締 る場合 示 \mathcal{O} 請 約
- (d) 約 含む。)によって損害を被った場合には、 国政府 各締約国政府は、 の税関当局による不法な使用 自国 の法令に従い、 (当該各締約国政府の税関当局による不正 **,** \ 賠償を請求することができるようにすることを確保する。 かなる者も、 当該者が対象となっている個 確な個 人情報の当該各締 人情報の提供を

- (e) 供 限 された個 を定めている場合には、 個人情報を提供する税関当局について適用される法令が、 人情報は、 その削り 当該税関当局 除 の期限 \mathcal{O} ر ر は、 か 当該個· んを問 E わず、 人情報を入手する税関当局にその旨を通 当該個人情報が提供された目的のため 提供する個人情報の削除について特定の 報する。 に 必 要 期 提
- (f) 開 示を防止するため必要な措置をとる。 方の税関当局 は、 他 方の税関当局 から提供された個 人情報の許可されていないアクセス、 修正 及び

が

なくなった場合には、

削除

され

- (g) 税関当局 は、 個 [人情報 の提 供及び受領について公式に記 録する。
- (5)する。 きものでは 情 報を提供 その 通 な か 報を受け した税関当局 · たと認める場合には、 た税関当局は、 は、 この 協定に従って提供 遅滞なく当該情 当該: 情報を入手した税関当局に対して、 報 した情報 を訂正 Ļ が 不正 又は 確であると認める場合又は提供すべ 削 除する。 遅滞 なくその事実 を通 報
- (6)て、 供した税関当局に対しその開示について事前に通報する。 この 当該情報が使用され、 条 の規定は、 情報を入手した税関当局 又は開示されることを妨げない。 が属する国 の法令に基づいて義務付けられている限度にお 当該税関当局は、 可能な限り、 当該情報を提

第九条

- (1) 該 この協定に従い一方の締約国政府の税関当局から他方の締約国政府の税関当局に提供された情報は、 他 方の締約国政府により裁判所又は裁判官の行う刑事手続において証拠として使用されてはならない。 当
- (2)情 報 要請当局は、 (個 人情報を含む。)を捜査の目的に使用してはならない。 要請に際し捜査の目的について明らかにした場合を除くほか、この協定に従って入手した
- (3)該他. 報を使用するため、 される場合には、 この協定に従って一方の締約国政 方の締約国政府により裁判所又は裁判官の行う刑事手続において証拠として使用されることが必要と 当該: 刑 事に関する共助に関する日本国と欧州連合との間 他方の締 約国 政 府 介府は、 の税関当局から他方の締約国 裁判所又は裁判官の行う刑事手続に 政 府の税関当 の協定に従って、 お 局に提供された情報が当 いて証拠として当該情 当該情報を提供

第十条

するよう要請する。

(1) を侵害すると考える場合には、 被要請当局の締約国政府は、 この協定に基づく支援が自国の主権、 当該支援を拒否し、若しくは保留することができ、 安全、 公の秩序その他の重要な利益 又は一定の条件若しく

は要件が満たされることを支援の条件とすることができる。

(2)要請 要請当局 の中でその事実について注意を喚起する。 は 同 様 の要請が被要請当局により行われたならば支援を実施することができない場合には、 当該要請に基づく支援の実施は、 被要請当局 の裁量に委ね

られる。

- (3)は、 の手続を妨げることを理由として、 被要請当局は、 定の条件を付することにより支援を行う可能性について判断するため、 支援が現に行われている調査 当該支援を保留することができる。この場合には、 (関連法執行機関による捜査を含む。)、 要請当局と協議する。 当該被要請当 訴追又は司法上 局
- (4) た、 要請当局が当該要請を更に行うために有益となり得る関連情報を付することができる。 要請された支援が実施されない場合には、 その要請につい て支援の実施を延期する理由又は拒否する理由 要請当局 は、 適当な時期にその旨を通報されるものとし、 の説明を受ける。 当該 説 明には、 当該 ま

第十一条

発及び試験、 両 税 関当局は、 税関職員の訓練活動並びに両税関当局間の人的交流の分野において協力する。 必要か つ適当な場合には、新たな税関手続並びに取締りのための装置及び技術の研究、 開

第十二条

(1) 両締 従い、被要請当局が実施する支援措置に要請当局の職員が参加する場合には、その参加に要する費用は する作業に要する費用)については、原則として、それぞれの締約国政府が負担する。 この協定の実施に要する費用(特に、この協定に基づく情報提供の要請に要する費用及び当該要請に対 約国 政府 が個 別の事案において異なる手続に合意する場合を除くほか、 当該要請当局が負担する。 第七条(3)の規定に

(2)用を要することが明らかとなった場合には、 両税関当局 は、 要請された支援の実施中に当該要請された支援の実施を完了するために特別な性 当該要請された支援の実施を継続し得る条件を決定するため 質 の費

第十三条

に協

議する。

- (1) を通じて協議することができる。 両締約国政府は、 必要に応じ、 この協定の実施に際して生ずるいかなる問題に関しても、 外交上の経路
- (2)この協定を実施するための詳細な取決めは、 必要に応じて、両締約国政府の税関当局の間で締結され

る。

第十四条

に効力を生ずる。

- (1) て相互に通告する。 両締約国政府は、 この協定は、 この協定の効力発生に必要なそれぞれの内部手続を完了した旨を外交上の経路を通じ 双方の通告が受領された日のうちいずれか遅い方の日の後三十日目 \mathcal{O} 日
- (2) は、 に文書による通告を与えることにより、この協定を終了させることができる。 の終了の前 この協定は、 いずれ に受領した支援の要請については、この協定に従って完了される。 か一方の締約国政府が文書による終了の通告を受領した日の後三箇月で効力を失う。 無期限に効力を有する。 いずれの一方の締約国政府も、 外交上の経路を通じて、 この場合には、 この この協定 三箇月前 協定
- (3) 両締約国政府は、 必要に応じ、この協定を再検討するために会合することができる。

以上の証拠として、下名は、正当に委任を受けてこの協定に署名した。

一千十四年十一月十九日にベルリンで、ひとしく正文である日本語、ドイツ語及び英語により本書二通を

作成した。日本語及びドイツ語の本文の解釈に相違がある場合には、英語の本文による。

日本国政府のために

ドイツ連邦共和国政府のために